

「らくらく号」の免許返納者等に対する割引制度概要及び申請受付開始について

本市では、近年、全国で多発している高齢ドライバーの交通事故防止対策の一環として、今年 4 月 1 日から、運転免許の自主返納者等に対する予約型デマンドタクシー「らくらく号」の割引制度を開始します。

つきましては、対象の方の申請受付を以下のとおり開始しますので、報道機関の皆様の御周知方よろしくお願い申し上げます。

1 割引制度実施時期 令和 2 年 4 月 1 日～当分の間

2 対象者

「らくらく号」を利用できる方で、本市に住所を有し、運転免許を自主返納した方又は自主返納と同程度（失効者等）であると市長が認める方。なお、割引を受けるには申請手続きが必要です。

※年齢制限なし。運転免許には普通自動二輪車、原動機付自転車免許、その他公道走行可能な主に日常生活で利用していた免許を含みます。

※既にらくらく号の利用者登録をしている方も改めて申請手続きが必要です。

3 料金 大人 1 回 1 0 0 円（旧町域を超えての利用は、2 倍の料金かかる場合あり。）

4 申請受付期間等

(1) 受付期間 令和 2 年 3 月 2 日（月）～3 月 2 5 日（水）及び 4 月 6 日（月）以降

ア 集中受付期間及び場所

- ・ 3 月 2 日（月）、3 日（火）、4 日（水） 東松島市役所本庁舎 1 階 第一休養室
- ・ 3 月 5 日（木）、6 日（金） 東松島市役所鳴瀬庁舎 1 階 リハビリ室

イ その他の受付期間及び場所

- ・ 3 月 9 日（月）以降 東松島市役所本庁舎 2 階 復興政策課

※休日、祝日及び電話での申請はできません。

※3 月 2 6 日から 4 月 5 日までは、登録作業のため受付を一時中断します。

(2) 申請受付時間 9 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分まで（代理申請可）

(3) 必要書類 運転経歴証明書又は免許取消し通知書

※必要書類を紛失した方又は免許返納から 5 年以上経過した方は必要書類の提出の必要はありませんが、失効した免許証や免許を持っていたことがわかるものが必要です。

※当該書類を所持していない場合は、理由等の記載が必要となります。

5 その他

(1) 一般登録者から自主返納者等へ移行した場合は、当該者が所有する 3 0 0 円券については、1 0 0 円券と等価交換できます。（交換受付についても申請受付と同時にを行います）